**2026年度調査研究助成**

**応　募　要　領**

一般社団法人刀剣文化研究保全機構

１．助成の趣旨

美術館・博物館等に勤務する職員の調査研究を援助、助成を行うことで、刀剣文化の振興と博物館・美術館の発展に寄与することを目的とします。

1. 助成対象とする研究主題

刀剣文化を中心とする美術史学、歴史学、考古学に関する調査及び研究を対象とします。

３．研究の体制

1. 個人研究又は共同研究とします。
2. 共同研究については、研究計画全体について責任を持つことができる研究代表者を定め

てください。

４．調査研究の対象地域

日本国内外を問いません。

５．応募資格

1. 美術館等に勤務する職員であり、研究実績を積んできた者（常勤・非常勤を問わない）
2. 独立行政法人日本学術振興会が交付する、科学研究費補助金・学術研究助成基金助成金

に応募しようとする研究者に付与される、e-Rad研究者番号を持たない者

1. 申請する活動について、所属機関長の承認が得られること
2. 勤務場所を離れて調査研究に従事する場合、所属機関長の承認が得られること
3. 日本国籍を有する者、又は日本の永住資格を有する者

６．助成予定件数、助成額及び助成期間

(１)助成予定件数　10件程度

(２)助成額　1件あたり200万円を上限とする（申請は50万円単位）

※審査結果によっては申請に対して減額する場合がある。

※助成の初年度までに日本円にて一括で指定口座に振り込む。

(３)助成期間　2026年１月1日から2026年12月31日までに調査研究を実施し、

期間は1年以内であること

※複数年にわたる調査研究テーマの場合、単年度の段階的な区分での申請を認める。採択

された場合、単年度だけの調査研究成果（中間報告）は必須とする。翌年度以降の助成を約束するものではなく、翌年度はあらためて申請を要するものとする。

７．応募手続

(１) 申請書の請求

当社団法人のホームページ（ https://toukenkikou.or.jp/ ）より、応募要項及び申請書類をダウンロードしてください。

(２) 申請書記入方法

当社団法人所定の申請書類をダウンロードし、パソコンで記入、又は印刷の上ボールペン、黒ペン等で記入してください。

(３) 応募方法

記入済みの提出書類をPDFとして添付の上、メールにて当社団法人の応募受付専用アドレス（ [apply@toukenkikou.or.jp](mailto:apply@toukenkikou.or.jp) ﻿）までお送り下さい。(郵送、持参不可)

※同一年度における当社団法人への応募は、1申請者につき1件とします。

**提出書類**

１：　申請書類 (当社団法人所定のもの4ページ) …PDF

２：　図録、学会誌、専門誌等に発表した主要な論文等の写し　(A4 20枚以内) …PDF

３：　所属機関長の承諾書（５．応募資格（3）による） …PDF

(４) 問い合わせ先

　 一般社団法人刀剣文化研究保全機構 助成事業係

e-mail：[apply@toukenkikou.or.jp](mailto:info@toukenkikou.or.jp)﻿

８．応募期間

受付開始　2025年７月1日(火)　10：00から

応募締切　2025年７月31日(木)　17：00まで

※申請メールを受け取り後、受付完了メールをお届けします。

受付完了メールが届かない場合は当社団法人 （ [info@toukenkikou.or.jp](mailto:info@toukenkikou.or.jp) ﻿)までお問合わせください。

９．選考及び助成の決定

当社団法人におかれている選考委員会で審査の上、理事長が決定します。

採否は2025年11月初旬に各応募者に書面又はメールにて通知します。

　 ※採択の通知及び助成金の交付は、採択された助成額全額の交付決定を保証するものではありません。｢調査研究実施計画書｣、｢完了報告書｣及び｢会計報告書｣等の内容によっては、事後的に、助成そのものを停止、又は助成金額の修正を行う場合があります。

10．助成金の交付時期

2025年12月末日までに日本円にて一括で所属機関の口座へ振り込みます。

11.助成金の用途

（１）設備·備品費（研究に関わる実験装置等）

（２）消耗品費（文房具や、コピー用紙等）

（３）旅費（出張経費（交通費、宿泊費）の実費精算とし、日当への充当は不可）

（４）謝金（データ整理等のアルバイト･フィールド調査などの労役対価）

（５）その他（印刷費・通信費・図書費・施設使用料・学会参加費・会議費など）

以下のものは助成金の対象外とします。なお、以下に限らず、当社団法人が助成の趣旨に合致しないと判断したものも対象外となります。

・所属機関へ支払う間接経費／オーバーヘッド（使途が明示されない学内費用）

・パソコン、タブレット端末、プリンター、カメラ等、汎用性の高い機材の購入費

・労務費※（給与や社会保険費等）

※助成金を申請者やチームメンバー等の労務費に充当することはできません。

12．助成対象者の義務等

（１）助成を受け調査研究に従事するにあたっては、事前に｢調査研究実施計画書｣を提出し、それに従って調査研究に従事していただきます。原則として申請時の計画と著しく異なる変更は認められませんが、やむを得ない事由によって調査研究の内容に変更が生じた場合、また助成金の使用計画に大幅な変更があった場合は、当社団法人に連絡してください。変更の内容によっては助成そのものを停止、又は助成金額の修正を行う場合があります。

（２）助成期間終了後3か月以内に、調査研究により得られた成果、今後の課題及び支出した金額等についての｢完了報告書｣｢会計報告書｣を提出していただきます。

（３）当社団法人は、採択者から提出された｢完了報告書｣｢会計報告書｣を審査し、調査研究で支出した金額が交付された助成額に満たない場合、採択者には、当該差額を当社団法人の指定する口座に振込送金する方法によって返還していただきます。なお、振込手数料は、採択者の負担となります。

（４）採択者が自ら又は第三者をして、助成を受けた調査研究を特定の媒体等で発表する場合、当社団法人の助成による研究である旨を明示してください。

13. 著作権の取り扱い

　（１）当社団法人は、助成金を受けて実施した調査研究の成果（当該成果に含まれる氏名、肖像及び著作物を含み、以下総称して「成果物」という。）につき、当社団法人が刊行する査読誌、その他の当社団法人が決定する媒体（当社団法人のウェブサイト、その他の電子媒体を含む。）に掲載（公衆送信を含む。）することができます。

（２）採択者は、当社団法人が前項に定める範囲で成果物を利用することを無償で許諾し、当社団法人による成果物の利用行為に対して、著作者人格権を行使することはできません。

（３）採択者は、成果物に第三者の権利が含まれる場合、自らの費用と責任で当該第三者から前項の許諾に必要な同意を得なければなりません。

（４）採択者は、当社団法人による成果物の利用に対して第三者から権利侵害を主張されたときは、自らの費用と責任でこれに対応し、当社団法人に損害が発生したときは、当該損害を賠償しなければなりません。

14. 個人情報の取り扱い

当社団法人は、申請者・採択者の個人情報については、本助成選考及び助成の目的にのみ使用いたします。また、採択者は、氏名・所属機関名・職名・研究テーマ等を公開いたします。